

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会

令和8年1月 23 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2500046 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2500017 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成28年1月1日から令和5年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正し、平成28年1月から令和5年1月までの標準報酬月額については、30万円から44万円とすることが必要である。

平成28年1月から令和5年1月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成28年1月から令和5年1月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成28年1月1日から令和5年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、平成28年1月から令和元年8月までを50万円、同年9月から令和3年8月までを53万円、同年9月から令和5年1月までを50万円とすることが必要である。

ただし、平成28年1月から令和5年1月までの訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和43年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年1月1日から令和5年2月1日まで

請求期間について、給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、厚生年金保険の記録における標準報酬月額と相違しているため、調査の上、保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初30万

円と記録されていたところ、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和7年11月10日付で、事業主から、船員保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更（基準日）届（以下「月額変更届」という。）が提出され、これに基づき、平成28年1月から令和元年8月までは50万円、同年9月から令和3年8月までは53万円、同年9月から令和5年1月までは50万円に訂正されているが、当該標準報酬月額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録されている。

2 A社が社会保険事務を委託している社会保険労務士から提出された請求者に係る「年間集計表」、上記月額変更届等により、請求者が、請求期間において、上記の当初記録されていた標準報酬月額（30万円）を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料額を超え、当該報酬月額に見合う標準報酬月額（50万円又は53万円）より低い標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、44万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、請求者に係る月額変更届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間の標準報酬月額については、上記2の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額（厚生年金保険料控除額に見合う44万円）よりも報酬月額に見合う標準報酬月額（50万円又は53万円）の方が高い額であることから、平成28年1月から令和元年8月までは50万円、同年9月から令和3年8月までは53万円、同年9月から令和5年1月までは50万円とすることが必要である。

ただし、請求期間の訂正後の標準報酬月額（上記2の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2500077 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2500018 号

第1 結論

請求者の A 社における令和 4 年 8 月 9 日及び同年 9 月 30 日の標準賞与額をそれぞれ 45 万円に訂正することが必要である。

令和 4 年 8 月 9 日及び同年 9 月 30 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）

第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る令和 4 年 8 月 9 日及び同年 9 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 45 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和 4 年 8 月 9 日

② 令和 4 年 9 月 30 日

請求期間①及び②（以下「請求期間」という。）において、A 社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付（年金額）の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 オンライン記録によると、請求者の請求期間に支給された賞与については、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 6 年 12 月 2 日（受付）に、A 社から年金事務所に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が提出されたため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

2 A 社から提出された請求者に係る令和 4 年の「賞与一覧表」により、請求者は、同社から請求期間においてそれぞれ 45 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、当該期間の標準賞与額をそれぞれ 45 万円に訂正し、

保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

また、請求期間①の賞与支給日については、事業主は令和4年8月10日として賞与支払届を年金事務所に提出しているが、請求者に係る預金取引明細の記録から、令和4年8月9日とすることが妥当である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の令和4年8月賞与及び同年9月賞与に係る賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和6年12月2日に年金事務所に提出し、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、請求者が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定され、当該ただし書の規定の適用に当たっては、厚生年金保険記録訂正請求認定基準・要領（以下「認定基準」という。）により、請求者が代表取締役等の役員であることに加えて、虚偽の届出に対する共謀の事実や、経理や厚生年金保険に係る事務に影響力を持っていたか否か等を考慮して、当該事務への関与、影響力等に応じて総合的な判断を行うこととされている。

この点に関して、A社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は請求期間当時、同社の取締役であったことが確認できるところ、請求者は、自身の業務内容について、B業務及びC業務を行っていた旨を陳述し、同社は、請求者は使用人兼務役員であり、社会保険事務に関して権限、影響力を有する立場にはなかった旨回答している。また、請求期間の賞与支払届が未提出であったことについて、同社は、日本年金機構に対して賞与予定月の登録ができていなかった為、同機構から賞与支払届が送られて来ておらず、そのまま未提出となり、請求期間に係る保険料納付が行われていない事に気付かなかった旨を回答している。

これらの事情に照らし、上記認定基準により総合的に判断すると、請求者は厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定には該当しないとするのが妥当である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2500096 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2500019 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所におけるB共済組合の組合員資格の取得年月日を平成2年12月1日から同年11月9日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

ただし、平成2年11月9日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない被保険者期間として記録する必要である。

請求期間②については、B共済組合の組合員資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和41年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：① 平成2年11月9日から同年12月1日まで

② 平成3年3月26日から同年4月1日まで

私は、A事業所に平成2年11月9日から平成3年3月31日まで勤務したにもかかわらず、年金記録は平成2年12月1日から平成3年3月26日までしかないので、請求期間①及び②（以下「請求期間」という。）に係る記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 C法律（平成*年法律第*号）により、B共済組合は平成*年*月*日付で廃止され、B共済組合の組合員期間は厚生年金保険の被保険者であった期間とみなす旨が規定されている。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていることに加え、被保険者として負担すべき厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

2 請求期間①については、オンライン記録によると、請求者のA事業所における政府管掌健康保険（以下「健康保険」という。）の被保険者資格取得年月日は平成2年

11月9日、資格喪失年月日は平成3年3月26日、資格取得時の標準報酬月額は11万円とされており、当該記録は、雇用保険被保険者資格の取得年月日及び離職年月日と符合している上、請求者が提出した臨時従業員雇用契約書によると、雇用期間の始期は「平成2年11月9日より」と記載されていることから、請求者は、請求期間①において、同事業所に勤務し、B共済組合の組合員となる要件を満たす勤務実態があったものと認められる。

しかしながら、A事業所で請求期間において健康保険に加入していることが確認できた従業員のうち比較的長期間勤務している者等を除く15名について確認を行ったところ、うち7名は健康保険の加入日と同日でB共済組合に加入し、7名は雇用保険及び健康保険の被保険者資格を取得後、2か月後から28か月後にB共済組合に加入しており、その他の1名はB共済組合への加入は確認できず、請求期間当時、同事業所では、健康保険と同日にB共済組合へ加入するという取扱いが一律に行われていなかつたことがうかがわれる。この点に関して、請求者と同様に健康保険とB共済組合の加入日が相違している者のうち1名からは、当時、試用期間中はB共済組合に加入できないと言われた旨の回答があったが、残りの者からはいずれも明確な回答は得られず、請求期間当時の同事業所での健康保険とB共済組合の加入に係る取扱いは十分に確認できない。

なお、A事業所の承継事業所であるD事業所のE本部は、請求期間当時の労働者名簿や賃金台帳は所在不明又は保管しておらず、請求期間において、請求者に係るB共済組合の加入に関する届出を行ったか、請求者の給与からB共済組合掛金を控除していたかはいずれも不明であると回答しているほか、請求期間当時の従業員に対する健康保険とB共済組合の加入の取扱いも不明である旨を回答している。

また、請求者は、請求期間①に係るB共済組合掛金を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る掛金が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、請求者がB共済組合の組合員として請求期間①に係る掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないため、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできず、請求期間①については、請求者の上記健康保険記録から、請求者のA事業所におけるB共済組合の組合員資格の取得年月日を平成2年12月1日から同年11月9日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。ただし、平成2年11月9日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付(年金額)の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

3 請求期間②については、上記のとおり、雇用保険記録の離職年月日と健康保険記録の資格喪失年月日が符合していることに加え、オンライン記録によると、当該健康保険の被保険者資格喪失に係る処理日は平成3年3月28日、健康保険被保険者証の回収日は平成3年3月28日と記録されている。また、上記のE本部及び従業

員への照会の回答においても、請求期間②において、請求者がA事業所に勤務し、B共済組合掛金を給与から控除されていたかを確認することができない。

このほか、請求者は、請求期間②においてA事業所に勤務し、B共済組合掛金を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者が請求期間②においてA事業所に勤務し、B共済組合掛金が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、総合的に判断すると、事業主が請求期間②に対応したB共済組合の組合員資格に係る届出を保険料徴収権が時効により消滅する前に行ったこと、及び事業主が請求期間②に係るB共済組合掛金を請求者の給与から控除したことを見ることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2500104 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2500005 号

第1 結論

昭和 62 年 10 月から昭和 63 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和 40 年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 62 年 10 月から昭和 63 年 3 月まで

私は、昭和 62 年 10 月頃、勤めていた会社を退職した後直ぐに、国民年金の加入手続を行い、請求期間の保険料を A 銀行の窓口で支払ったのに、未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、会社を退職後の昭和 62 年 10 月頃、国民年金の加入手続を行い、請求期間の保険料を納付したと主張している。

しかしながら、請求者から提出された年金手帳の写しによると、国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は「*」、初めて被保険者となった日は「昭和 62 年 10 月 21 日」と記載されており、また、国民年金手帳記号番号払出簿（管理簿）では当該記号番号の払出年月日欄には「昭和 63 年 4 月」、B 市の請求者に係る国民年金被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）では資格取得年月日が「62. 10. 21」、受付日欄には「63. 4. 6」と記載されていることから、請求者の資格取得年月日を昭和 62 年 10 月 21 日とする国民年金への加入手続は、昭和 63 年 4 月 6 日に行われたものと認められ、請求者が主張する加入手続時期とは相違している。

また、請求期間の国民年金保険料については、上記加入手続時点（昭和 63 年 4 月）においては過年度保険料であるため、B 市において現年度納付することはできないものであるが、国民年金保険料が過年度納付された場合について、B 市は、後日、社会保険事務所（当時）から納付が確認できる資料がきていたため、被保険者名簿に記入していたとしているところ、請求者に係る被保険者名簿によると、請求期間は未納とされており、当該記録はオンライン記録とも一致している。

さらに、改製原戸籍の附票によると、請求者は、請求期間を含む昭和 49 年から平

成9年まで継続してB市に住民登録があったことが確認でき、同市が請求者に複数の記号番号を払い出すことは考え難い上、オンライン記録による氏名検索を行っても、現在、基礎年金番号に統合されている記号番号（＊）以外に、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

なお、請求者は、請求期間の国民年金保険料をA銀行の窓口で納付していたと主張しているが、A'銀行が保管している領収済通知書等の調査期間は過去5年とされていることから、請求者の請求期間に係る保険料納付の有無について確認することができない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2500076 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2500016 号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（継柄）：女（妻）

基礎年金番号：

生年月日：昭和 19 年生

住所：

2 被保険者の氏名等

氏名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和 12 年生

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 31 年 8 月 28 日から昭和 34 年 11 月 1 日まで

私の夫（訂正請求記録の対象者）は、昭和 31 年 8 月に A 社に入社し、B 社（昭和 35 年 11 月 12 日に C 社に名称変更）に転職するまで継続して勤務したのに、請求期間に係る厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された訂正請求記録の対象者が生前に記載した書類によると、A 社の従業員 6 名が C 社に再就職したとされている。請求者は、当該書類を基に、訂正請求記録の対象者を含む 6 名が当該再就職の直前まで A 社で勤務していたと主張している。

しかしながら、B 社の閉鎖登記簿謄本によると、同社は昭和 33 年 3 月 18 日に設立されていることが確認でき、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 34 年 12 月 1 日であるところ、同日に被保険者資格を取得した者の中に訂正請求記録の対象者が含まれている。また、同日に同社で被保険者資格を取得した者のうち 3 名は A 社の被保険者であったが、当該 3 名の同社における資格喪失年月日はいずれも昭和 33 年 2 月 28 日となっており、請求期間直後にこれらの者と一緒に再就職したとする請求者の主張とは合致しない。

また、訂正請求記録の対象者については、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名

簿（以下「被保険者名簿」という。）において、被保険者氏名欄に氏名が確認でき、資格取得年月日は昭和31年8月28日とされているものの、厚生年金保険の記号番号欄の記載はなく、「取消」と記載されていることから、当時何らかの理由により、同社における厚生年金保険の被保険者資格の取得には至らなかつたものと考えられる上、請求期間において、当該被保険者名簿で健康保険の番号に欠番も見られないので、記録が欠落したとは考え難い。

なお、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなつておらず、当時の事業主も死亡している上、請求期間において、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者も既に死亡又は連絡先不明により、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る勤務実態等について照会することができないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の有無について、確認することができない。

このほか、請求者は、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに訂正請求記録の対象者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、総合的に判断すると、請求期間において訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたこと、事業主が請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出を保険料徴収権が時効により消滅する前に行ったこと、及び事業主が請求期間に係る厚生年金保険料を訂正請求記録の対象者の給与から控除したことを認めることはできない。